

国民健康保険運営協議会資料

平成 23 年 1 月 13 日開催

1 国民健康保険税課税限度額の改正について

(1) 改正の要旨

地方税法の改正により、平成 21 年度に介護納付分が「9 万円」から「10 万円」へ、また、平成 22 年度に医療保険分が「47 万円」から「50 万円」へ、後期支援分が「12 万円」から「13 万円」へ法定限度額がそれぞれ引き上げられている。

高所得者層の負担上限を引き上げることにより、加入者間の負担均衡を図り、中間所得者層に過重な負担がかからないよう、課税限度額を改正するものである。

(2) 課税限度額の改正案

(単位：万円)

区 分	現 行 の 課税限度額	法令上の課税限度額		引上げ額
		改正前	改正後	
医療保険分	47	47	50	3
後期支援分	12	12	13	1
介護納付分	9	10	同 左	1
計	68	68	73	5

(3) 課税限度額の引上げに伴う影響額

区 分	対象世帯数 (世帯)	対象者の 割合 (%)	影 響 見 込 額 (円)
医療保険分	1,225	2.7	33,710,000
後期支援分	2,376	5.2	21,147,000
介護納付分	713	3.2	6,133,000
計			60,990,000

※ 平成 22 年 8 月上旬現在の被保険者（医療・支援 45,739 世帯、介護 22,143 世帯）により試算。

(4) 本市の改正状況の推移

(単位：万円)

年度	医療保険分		後期支援分		介護納付分		合 計	
	限度額	法定額 (差額)	限度額	法定額 (差額)	限度額	法定額 (差額)	限度額	法定額 (差額)
8	46	52 (6)					46	52 (6)
9	49	53 (4)					49	53 (4)
10	49	53 (4)					49	53 (4)
11	52	53 (1)					52	53 (1)
12	52	53 (1)			7	7 (0)	59	60 (1)
13	52	53 (1)			7	7 (0)	59	60 (1)
14	52	53 (1)			7	7 (0)	59	60 (1)
15	52	53 (1)			7	8 (1)	59	61 (2)
16	53	53 (0)			8	8 (0)	61	61 (0)
17	53	53 (0)			8	8 (0)	61	61 (0)
18	53	53 (0)			8	9 (1)	61	62 (1)
19	53	56 (3)			8	9 (1)	61	65 (4)
20	47	47 (0)	12	12 (0)	9	9 (0)	68	68 (0)
21	47	47 (0)	12	12 (0)	9	10 (1)	68	69 (1)
22	47	50 (3)	12	13 (1)	9	10 (1)	68	73 (5)

※ 着色部分は、改正年度及び改正箇所

(5) 県下各市の状況

① 医療保険分

課税限度額	20年度 (47万円)	21年度 (47万円)	22年度 (50万円)
42万円	2	1	1
44万円	2	1	0
45万円	2	2	0
46万円	3	4	3
47万円	26	29	12
48万円	—	—	1
50万円	—	—	20
計	35市	36市	37市

※ () 内は、法定課税限度額、着色部分は春日井市の課税限度額

② 後期支援分

課税限度額	20年度 (12万円)	21年度 (12万円)	22年度 (13万円)
10万円	1	1	0
11万円	5	4	3
12万円	29	31	13
13万円	—	—	21
計	35市	36市	37市

③ 介護納付分

課税限度額	20年度 (9万円)	21年度 (10万円)	22年度 (10万円)
7万円	1	1	0
8万円	5	5	3
9万円	29	17	12
10万円	—	13	22
計	35市	36市	37市

2 出産育児一時金の改正について

(1) 改正の要旨

平成 21 年 5 月の健康保険法施行令の一部改正に伴い、同施行令第 36 条に規定する出産育児一時金の支給額が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの出産についての暫定措置として、従来の 35 万円から 4 万円引き上げられており、本市の出産育児一時金についても、これに準拠した取扱いとしている。

現在の出産費用は、この支給額を上回っている状況にあることから、国において、この暫定措置を恒久措置化することが検討されており、本年度末に予定されている当該恒久措置に係る法改正に準じて、出産育児一時金の規定を改正するものである。

施行期日については、公布日より施行。

(2) 出産育児一時金の支給額（現行どおり）

区 分	支給額
産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合	39 万円
産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合	42 万円

※ 差額 3 万円は、産科医療補償制度の費用（掛金）相当分

(3) 出産育児一時金の実績

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
件 数	466 件	466 件	399 件
金 額	162,950,000 円	165,920,000 円	158,332,032 円

※ 平成 18 年 9 月までは 30 万円。

平成 18 年 10 月より 35 万円。

平成 21 年 1 月より産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、原則 38 万円（35 万円＋3 万円）。

平成 21 年 10 月より原則 42 万円（39 万円＋3 万円）。

(4) 出産育児一時金に係る財源措置

出産育児一時金に係る財源は、下記構成表のとおり。

平成 21 年 10 月からの引上げ額分 4 万円のうち、1/2 (2 万円) については国庫補助、残り 1/2 (2 万円) のうち、その 2/3 については、一般会計からの繰出しの対象経費とし、所要の地方交付税措置がされている。

当該国庫補助については、23 年度政府予算案の策定とともに支給額などが決定される見通し。

[現行の財源構成]

引上分 4 万円	3/6 国庫補助	2/6 一般会計繰入れ (地方交付税措置)	1/6 保険税
従来分 38 万円	2/3 一般会計繰入れ (地方交付税措置)		1/3 保険税

(5) 支払方法の変更

分娩機関の規模に応じた支払方法を設けるとともに、対応が困難な分娩機関には、直接支払制度、受取代理制度、償還払いのいずれの手続きを選択できるものとする。

[病院、一定規模以上の診療所・助産所]

- ・ 直接支払制度 (現行どおり)
- ・ 償還払い (改定により追加)

[一定規模未満の診療所・助産所]

- ・ 直接支払制度 (現行どおり)
- ・ 受取代理制度 (改定により追加)
- ・ 償還払い (改定により追加)

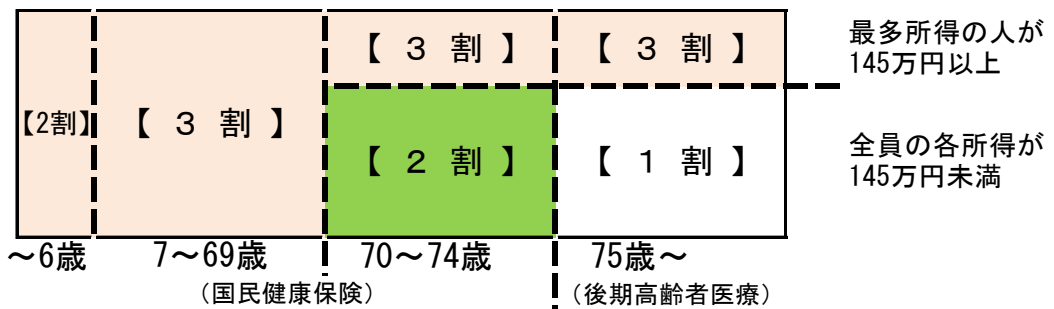
3 その他

(1) 制度改正の状況等について

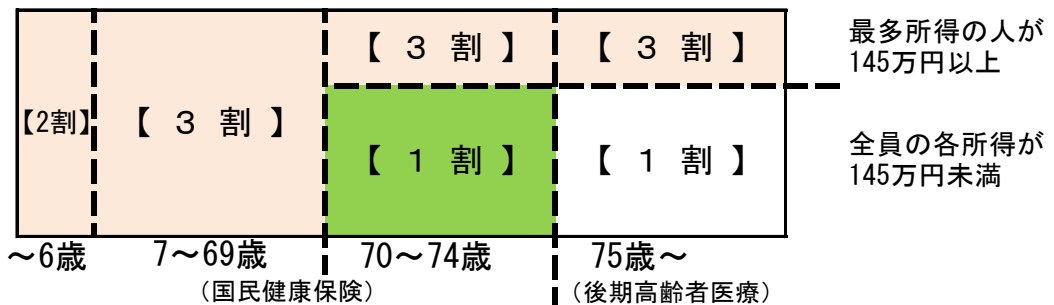
① 高齢者（70～74歳）の窓口負担について

法律上、「2割」となっている70～74歳の窓口負担について、現在「1割」となっている軽減特例措置を見直し、早ければ平成25年度より70歳を迎えた人から順次「2割適用」とする案が国において検討されている。

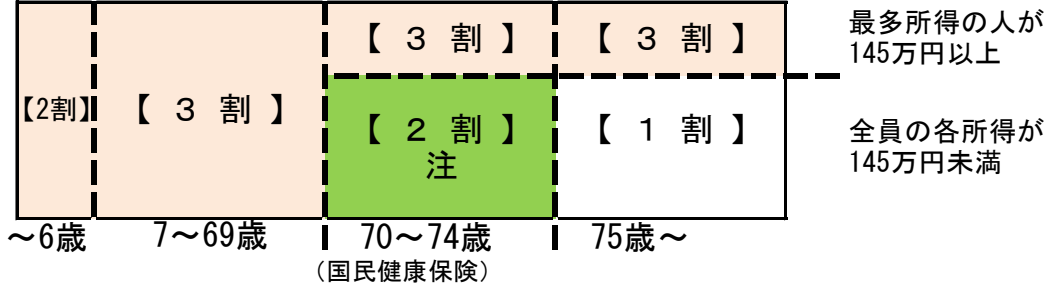
【平成20年4月～】（凍結前）



【平成20年4月～】（凍結後）



【平成25年4月～】



注 「2割適用」とする対象年齢

平成25年度	70歳
平成26年度	70歳～71歳
平成27年度	70歳～72歳
平成28年度	70歳～73歳
平成29年度	70歳～74歳

② 国民健康保険税課税限度額の改正について

高齢化の進展に伴う医療費の増大により、国保税総額の増加も確実となっていることから、負担感が強いと言われる中間所得層（所得100～300万円）の負担を軽減するため、賦課限度額の引上げが国において検討されている。

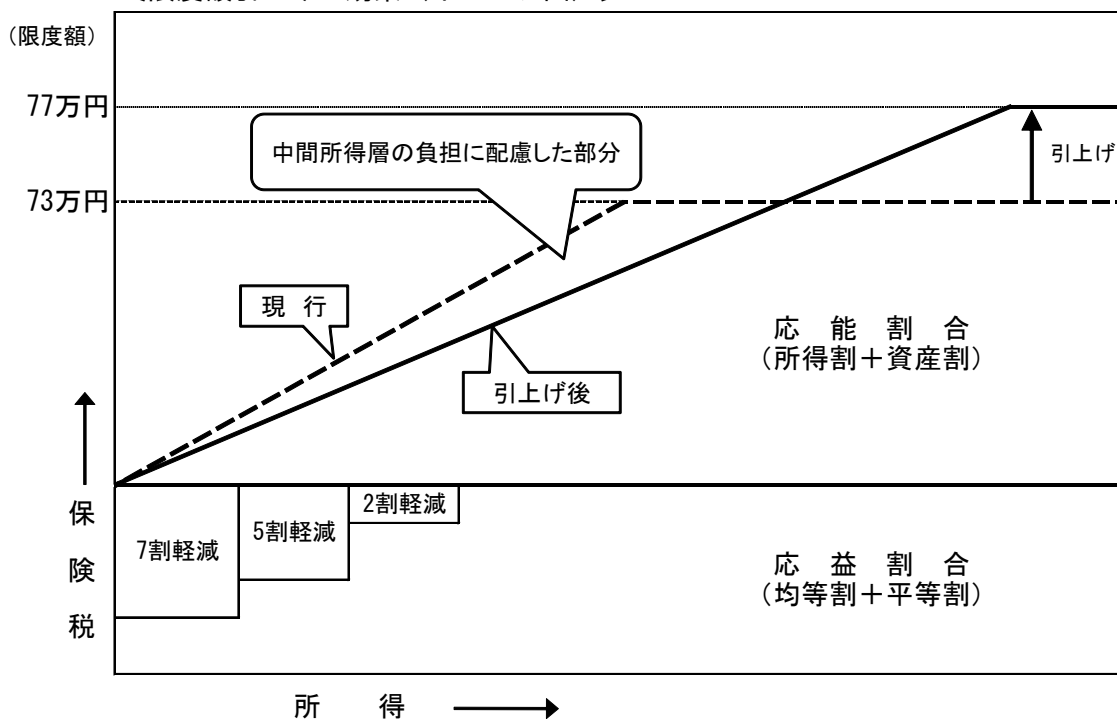
【 保険税賦課限度額の状況 】

(単位：万円)

区 分	本市の 限度額	地方税上の限度額		差 額
		改正前	改正案	
医療保険分	47	50	51	1
後期支援分	12	13	14	1
介護納付分	9	10	12	2
計	68	73	77	4

【 限度額（医療分＋支援分）引上げの影響 】

〔限度額引上げの効果（イメージ図）〕



「国保税の課税限度額」について

地方税法 (抜粋)
(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(国民健康保険税)

第七百三条の四

5 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち基礎課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

12 第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

21 第十五項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

30 第二十四項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

地方税法施行令 (抜粋)
(昭和二十五年七月三十一日政令第二百四十五号)

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 [法第七百三条の四第十二項](#) に規定する政令で定める金額は、五十万円とする。

2 [法第七百三条の四第二十一項](#) に規定する政令で定める金額は、十三万円とする。

3 [法第七百三条の四第三十項](#) に規定する政令で定める金額は、十万円とする。

○春日井市国民健康保険税条例 (抜粋)

昭和 30 年 8 月 10 日 条例第 17 号

(課税額)

- 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高年齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。
- 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 470,000 円を超える場合には、基礎課税額は、470,000 円とする。
- 3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 120,000 円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、120,000 円とする。
- 4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 90,000 円を超える場合には、介護納付金課税額は、90,000 円とする。

「国民健康保険 出産育児一時金」について

健康保険法 （抜粋）
（大正十一年四月二十二日法律第七十号）

（出産育児一時金）

第百一条 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

健康保険法施行令 （抜粋）
（大正十五年六月三十日勅令第二百四十三号）

（出産育児一時金の金額）

第三十六条 [法第百一条](#) の政令で定める金額は、三十五万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。
- 二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（抜粋）
(平成二十一年五月二十二日政令第三百三十九号)

(健康保険法施行令の一部改正)

第一条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金等に関する経過措置)

第七条 被保険者若しくは日雇特例被保険者若しくはこれらの者であった者又は被扶養者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金又は家族出産育児一時金についての第三十六条の規定の適用については、同条中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

国民健康保険法（抜粋）
(昭和三十三年十二月二十七日法律第九十二号)

(国民健康保険)

第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

第五十八条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

春日井市国民健康保険条例（抜粋）
昭和 34 年 3 月 23 日 条例第 9 号

（出産育児一時金）

第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として 350,000 円を支給する。ただし、当該出産が、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、この額に 30,000 円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

附 則

（平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

- 5 被保険者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「350,000 円」とあるのは、「390,000 円」とする。

春日井市国民健康保険規則（抜粋）
平成 6 年 9 月 30 日 規則第 28 号

（出産育児一時金の加算額）

第 7 条 条例第 5 条の規則で定める額は、30,000 円とする。